

【技企第 1407 号 平成 27 年 3 月 26 日付 改定】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号）及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（平成 24 年 7 月 4 日付け国官技第 96 号、国営整第 59 号、国港技第 34 号、国空安保第 157 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第 1 項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国コ企第 3 号）に基づき、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(名札の例)

監理（主任）技術者	
写 真 2cm×3cm 程 度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社名 ◇◇建設株式会社 印

注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
2. 社印は所属会社の社印とする。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の施工業者等と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

8. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

9. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-1-17 工事現場発生品

1. 一般事項

受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に**連絡**し、監督員が引き渡しを**指示**したものについては、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

1-1-1-18 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の**承諾**を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに産業廃棄物管理票による場合は D 票、E 票の写しを監督員に**提示**しなければならない。ただし、E 票の写しについては、**提示**が工事完成後となってもやむを得ない。

3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成 4 年 1 月 24 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（県土整備部県土企画局技術管理室長通知、平成 18 年 10 月 16 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

第 2 節 工事材料の品質

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成図書の納品時に**提出**しなければならない。

なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等**確認資料**の**提示**に替えることができる。

2. 中等の品質

契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。

3. 試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または**設計図書**に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に**提出**しなければならない。

なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において指定した材料及び下記①～③の工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JIS 規格品の品質を証明する資料については、JIS 認証書または製品カタログとする。また、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態を示す写真等に替えることができる。

- ① 表 2-1-2 に示す指定材料
- ② 監督員が提出を指示した材料
- ③ 受注者が**確認**を必要と判断した材料

表 2-1-2 指定材料

区 分	確認材料名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材料	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート 製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	事前審査 制度の 認定混 合物を 除く
	場所打杭用レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	
護岸用吸い出し防止シート		

5. 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、表 2-1-3 に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表 2-1-3 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品目	対応 JIS 規格 (参考)
I セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	PC 鋼線及び PC 鋼より線	JIS G 3536
		PC 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製杭 及び鋼矢板	鋼管杭	JIS A 5525
		H型鋼杭	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006	
	道路用砕石	JIS A 5001	
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001	
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008	
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005	
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011	
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	

7. コンクリート二次製品の品質確認

コンクリート二次製品の品質確認は「セメントコンクリート二次製品の取扱要領(兵庫県県土整備部 平成 27 年 2 月)」に基づき実施しなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認事項
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等
河川・海岸・砂防土工 (掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質が変化した時	土(岩)質、変化位置
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング [®] 実施時	ブルーローリング [®] 実施状況
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ
	置換	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ
	サンドマット	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ
		施工完了時	施工位置、杭径
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否
		打込完了時	基準高、変位
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否
		打込完了時	基準高、変位
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況
場所打杭工	リバーズ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況

表3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認事項
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置
		掘削完了時	長さ、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比
		施工完了時	基準高、偏心量、径
		グラウト注入時	使用材料、使用量
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据付け完了時	使用材料、施工位置
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)	
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力
		打込完了時	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比、(不可視部分の出来形)
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比、(不可視部分の出来形)
重要構造物	函梁工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比
		埋戻し前	設計図書との対比、(不可視部分の出来形)
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置

表3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認事項
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等
コンクリート橋上部 （工場製作を除く）	ポステンションT（I）桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）	使用材料、 設計図書との対比
トンネル	トンネル掘削工	土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置
	トンネル支保工	支保工完了時 （支保工変更毎）	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打込本数 及び長さ
	トンネル覆工	コンクリート打設前	巻立空間
		コンクリート打設後	出来形寸法
	トンネルインバート工	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカーせん孔工	フーチング定着アンカーせん孔完了時	削孔長、径、間隔、 孔内状況
	鋼板取付工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	設計図との照合（鋼板の割付、形状、継ぎ手形状）、 材片の組合せ状況
	現場溶接工	現場溶接前	仮付け溶接前の開前面の 清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況
		現場溶接完了時	溶接部の外観状況
	現場塗装工	現場塗装前	鋼板面素地調整状況
		現場塗装完了時	外観状況
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める。

平成 25 年 10 月)」等を参考にし、監督員と協議の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。

3. 電子納品の確認

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェッカー」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

4. 施設台帳等の作成

施設台帳等は、「施設台帳等作成の手引き」(兵庫県県土整備部 平成 26 年 9 月)により作成し提出しなければならない。

3-1-1-9 中間検査

1. 一般事項

受注者は、兵庫県工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

2. 中間検査の適用

中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

3. 中間検査の時期

中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5. 適用規定

受注者は、当該中間検査については、第 3 編 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

3-1-1-10 工事中の安全確保

1. 適用規定

第 1 編 1-1-1-26 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定によらなければならない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 使用する建設機械

受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

3-1-1-11 交通安全管理

1. 適用規定

土木工事にあつては、第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。

3-2-3-24 護岸用吸い出し防止シート工

1. 材料の規格

護岸用吸い出し防止シートの品質は、表 3-2-4 の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通省認可）を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 3-2-4 河川護岸用吸い出し防止シートの規格値

項 目	規 格	備 考
厚 さ	10mm 以上	
開 孔 径	0.2mm 以下	
引 張 り 強 度	9.8kN/m 以上	縦・横方向
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠（pH 5～9）
対侯性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A 1410, A 1415 準拠
密 度	0.12g/cm ² 以上	JIS L 3204
圧 縮 率	12%以下	JIS L 3204
引 張 強 さ	9.8kN/m 以上	JIS L 3204
伸 び 率	50%以上	JIS L 3204
対 薬 品 性	90%以上	JIS L 3204
透 水 係 数	0.01cm/s 以上	JIS L 3204

2. 敷設

受注者は、吸い出し防止シートを敷設する際については、**設計図書**に示された場合を除き、以下のとおり施工しなければならない。

- (1) 吸い出し防止材の敷設にあたっては、上流側シートを上にして重ね合わせるものとし、すき間やめくれないよう施工しなければならない。
- (2) 吸出し防止材の重ね幅は 10cm 以上とする。

3-2-3-25 現場継手工

1. 一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表 3-2-5 に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。

- (1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮き錆、油、泥等を清掃して取り除かななければならない。

3. 標示板

受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

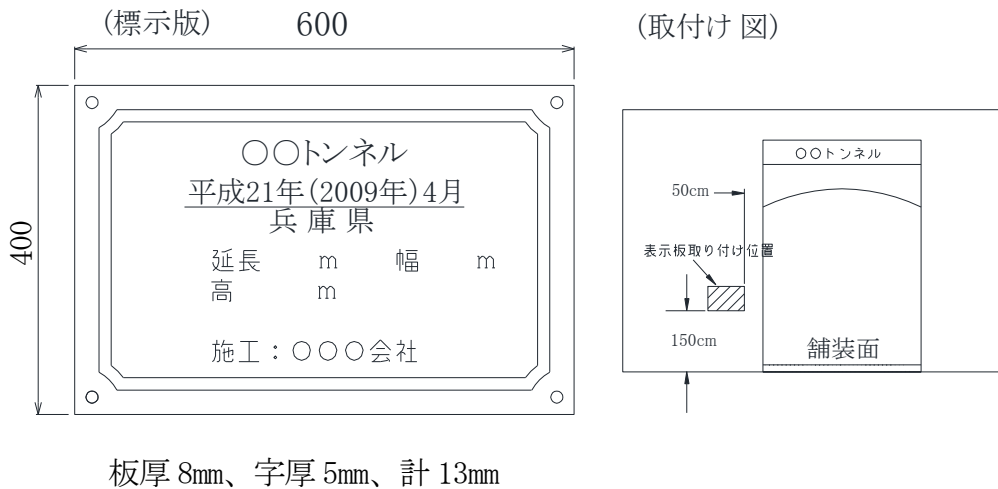


図 10-6-2 標示板の刻示標準図

第 9 節 掘削補助工

10-6-9-1 一般事項

本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。

10-6-9-2 材 料

受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。

10-6-9-3 掘削補助工A

受注者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。

10-6-9-4 掘削補助工B

1. 掘削補助工Bの施工

受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関